

ジョン・ロールズの社会観（1）

——現実主義的ユートピアの生成——

田 中 将 人

一 問題の所在

本稿はロールズの社会観をテーマとするものである。その契約論的側面、あるいは分配的正義にかんする議論と比較するならば、ロールズの政治社会論はあまり注目を集めてきたとはいえない。また、その社会を構成する個人の性格に注目が集まても、当の政治社会の性質自体は同じく論じられることが少なかった。その理由としては、ロールズの描く政治社会像が上記のテーマほどには論争的な性格を持っていないこと、また、その記述が抽象的なものにとどまっていたことがあげられよう¹。たしかに、ロールズが理想とする政治社会像が平等主義的かつリベラルな性質を有することに異論はないだろうが、それはせいぜいのところ、強い再分配を志向する国家を単純に正当化するにすぎないものに思われるかもしれない。

しかし、近年公刊された一次文献はこうした事情を変えつつある。たとえば、『罪と信仰の意味についての考察』（二〇〇九年）は、ロールズの社会観を考えるうえで示唆に富むばかりではなく、従来とは異なるロールズ像を浮かびあがらせる著作になっている。また、『道徳哲学史講義』（二〇〇〇年）では、カントの『人倫の形而上学の基礎づけ』が大きく取り上げられているが、そこでは、カント的構成主義とよばれる道徳理論の説明にくわえて、〈目的の国〉（Reich der Zwecke）をめぐる考察が現実主義的ユートピアという構想に影響をあたえている。それゆえ、このテーマを取り上げることは、従来あまり知られてこなかったようなより内在的なロールズ理解を深めるにとどまらず、カントについての新たな解釈や、そ

した社会像から導かれるテーマについても示唆をあたえることになるとおもわれる。

現実主義的ユートピア（realistic utopia）は、ロールズが理想とする国際社会の構想であり、晩年の著作『万民の法』を中心に議論が展開されている。それは、かれのいう万民の法が受け入れられ、正義に適った諸制度をもつリベラルな社会と品位ある社会が成立している状態をさす。この構想は「カントの後期著作の伝統のなかにある」（LP: p.126, 一八六頁）といわれるが、『永遠平和のために』のカントと同じく、ロールズは専制的な世界政府を批判し、立憲民主制の国々からなる国際社会の成立可能性を望むのである。

「万民の法をめぐるこの論稿は国際法の論文ではないし、その教科書でもない。むしろ、現実主義的なユートピアが可能か否か、そして、どのような条件の下でそれが達成され得るのかということにかかる特定の問題に、厳密に焦点を絞った研究である。……われわれの社会の未来に対する希望は、次の信念のうちに存する。すなわち、社会世界というものの本来の性質からして、相当程度正義に適った立憲民主制社会が万国民衆の社会の一員として存在することは決して不可能ではないという信念である」（LP: pp.5-6, 六一七頁）

本稿は現実主義的ユートピアという考え方を導きの糸としてロールズの社会観を考察するものであるが、その際、むしろ『万民の法』に先立つ著作に積極的に目を向ける。なぜならば、正義に適った社会が成立可能でなければならないというこの理念は、ロールズの議論に一貫して潜んでいたと思われるからである。また、以下で論じるように、このテーマはロールズ自身の宗教的背景と深く結びついており、そうした内在的な思想の発展に即

して捉えられる必要があるとも考えられる。従来の研究においてはロールズ的なリベラリズムの世俗主義的な側面ばかりが強調されてきたが、かれの思想に潜む宗教的側面が果たしている役割は大きい²。多くのリベラルな思想家とは違い、ロールズ自身の出自は世俗主義的な文化ではない。ロールズ的なリベラリズムの背景に潜む非世俗主義的なものの一端を明らかにするという意味でも、こうした試みには意義があるといえるだろう。

本稿は、ロールズの初期から一九八〇年前後までの論考を主に参考することによって、現実主義的ユートピアという社会像の中核部分が生成していく様相を、その宗教的背景からの転換という側面に焦点を合わせつつ明らかにする³。以下では、まず『考察』に焦点を合わせ、若きロールズがもっていた宗教的背景に触れる。次に、『考察』から転向していく過程を、断絶面と連続面のそれぞれに注目しながら辿っていく。そのうえで、カントからの具体的な影響として、ロールズがいかに目的の国という観念を受容したのかを、定言命法についての解釈を中心にはねながら取り上げたい。『考察』であらわされた独自の宗教的見解がロールズの社会観に影響をあたえていること、ならびにそうした社会観がいかなる特徴をもっており、それがどのように変容しながら現実主義的ユートピアという構想に繋がっていったのかが示されれば、本稿の目的は達成される。

二 若きロールズ——その宗教的背景

リベラリズムは政教分離を重視するが、その代表者であるロールズも、重要な政治的問題を論じる際には宗教的言説を公共的討論に導入してはならないことを強調する。これにたいして、ユルゲン・ハーバーマスやウィリアム・コノリーは、ロールズの理論が宗教的なものについて充分な理解を示していない世俗主義的なものだという批判を提起している⁴。しかしながら、若きロールズの学問的情熱の対象は宗教であった。当時のロールズは悪について強い関心を抱いていたといわれている。一九四二年、プリンストン大学に提出された卒業論文『罪と信仰の意味についての考察』には、

二歳の青年が書いたものであることを考慮すると、早熟な学問的才能と深い宗教的関心がともに認められる⁵。

学説史的にいえば、『考察』は新正統（neo-orthodox）主義から影響を受けている⁶。これは、当時の自由主義的なプロテスタント神学を受容しつつも、さらにそれを批判的に刷新しようとする教義であり、カール・バルトやエミール・ブルンナーによって代表される。かれらは第一次世界大戦後に西洋を襲った精神的危機を共有しており、聖書に今一度立ち返ることによって、これに対処しようとした。『考察』もまた、「キリスト教徒が神とよび、イエス・キリストのうちにみずからを開示する存在者が存在する」という根本的前提から出発する宗教的著作である（BI: p.111）。以下では、『考察』の概要と、独特のコミュニティ観に議論を限定したい。

大別すれば、『考察』は二つの部分からなる。前半部では、世界把握の仕方として、「私-物（I-things）」と「私-汝（I-thou）」という二つの理念形が示されるが、ロールズは前者を自然主義（naturalism）とよんで批判し、後者を対置させる。ここでいわれる自然主義は、世界を物的対象に還元可能なものとして捉え、そうした物にたいする人間（私）の欲求をいかにして充足させるかを第一義的な問題とするものである。これにたいして、後者は、自分以外の人間を個別の人格を備えたものとして認めることが世界認識の根本にあるべきだという主張にほかならない。

これは、世界における人々の複数性を肯定する立場といえるだろう。それゆえ、三位一体論は基本的に支持されるが、神に人々が無媒介に包摂される神秘主義（mysticism）は否定される。「復活の教義は、わたしたちが完全なる人格性と個別性において再生すること、すなわち、救済が全人格の完全なる再生であって個別性を拭い去るものではないことを示している。救済は人格をコミュニティへと統合するのであって、神秘的で意味のない〈一〉へと融解させはしない」（BI: p.126）。

ここから伺えるように、ロールズは個別的人格が統合された理想的な共同性のありかたをコミュニティとよぶ。しかし、人格の個別性は社会から個人が独立していることを意味しない。当時のロー

ルズは契約論を厳しく批判する。「政治理論についていえば、わたしたちの見解はあらゆる社会契約論が誤りだと示唆するものだ。それゆえ、ホップズやロックの整理にしたがう理論は拒絶されねばならない」「……一般意志の存在はフィクションである」(BI: pp.126-127)。『考察』においては、個人と社会は二項対立的に背反しあうのではなく、その本性からすれば、ポジティブな調和を達成するものとして捉えられている。こうした主張は、のちにコミュニタリアンによって提起されたリベラリズム批判を髣髴させるといつてもよいだろう。

では、そうした調和を脅かすものは何か。それこそが罪にほかならない。「コミュニティにおける人間の人格を破壊するものは、社会そのものではなく、あらゆる地上の社会を堕落させる「罪」である」(BI: p.127)。こうした罪とそれを除去しようとする試みである信仰についての考察が後半部のテーマとなる。罪は自惚れ(egotism)に集約される。「自惚れは高い地位を求める強情な欲望であり、自己崇拜を求める邪悪な熱望である」「自惚れは本質的にコミュニティの破壊である。人間の関係を破壊するのは、この明白で拒絶不可能な邪悪さなのだ。自惚れはつねに存在し、それを免れている場所はない」(BI: pp.194-195)。他人、すなわち「汝」をたんに手段としてしか取り扱わないエゴイズムを規定しているのも自惚れという悪徳に帰せられる。

とりわけ、自惚れは功績(merit)への執着と結びつけられる。神による選択の際、みずからの善行を取り引の材料として持ち出そうとするような態度ははげしい非難の対象となる。「救済について「功績」を考慮するあらゆる計画には、明白なる信仰の欠如がある」「それゆえ、キリスト教徒は功績によって神の選択を拘束すべきではない。なぜか。のちにみるように、コミュニティを設立するにあたっては、功績は要点をそれたものだからである」(BI: pp.229-230)。功績の観念を退けるこうした主張は、のちにみるように、『正義論』をはじめとする後の著作にも引き継がれることになる。

こうした罪は根深いものであって、人間は独力でこれを克服することができない。「あらゆる救済はコミュニティを必要としているが、罪が犯されたのちではコミュニティは神によって再建され

えるのみであるので、人間はみずからを救うことができない。われわれが示そうとしてきたように、罪びと自身は無力である。それゆえ、救済は神にかかるている」(BI: p.231)。こうして、救済は神の恩寵によってなされるのだが、そこでは回心(conversion)の体験が重要な役割を果たす。回心は自惚れを取り除き、人々に自分がもっているあらゆるもののが神によって与えられたなんらかの贈り物(gift)であると認識させ、所与性の認知(perception of givenness)を生じさせる。「彼の両親が彼を育て、彼の友人が彼を助けた。地が彼に食物をあたえ、自然が彼の生を援助した。これらがあらゆる地上の贈り物を背後にして、彼はいまや自分が保持し享受するものの総体が神からの贈り物であることを理解することができる。彼はいまやみずからの共同的本性(communal nature)を理解し、傲慢という罪がコミュニティを破壊することを悟るのだ」(BI: p.238)。

ここでロールズは、「わたしたちが愛するのは、神がまずわたしたちを愛してくださったからです」(ヨハネの手紙4:19)という一節を引きつつ、個人の活動というものがそもそもそれに先行する営みによって形成されていること、またそれを理解することの重要性を強調する。「……そして、その場合にのみ、われわれは閉じていること(closedness)から脱け出し開かれていること(openness)へと引き寄せられることができる。それゆえ、何人であれ善行を自分に固有のものだと主張することはできない。なぜなら、かれの善性がそもそも可能であるということ自体が、誰かがかれに何かをあたえたということを前提しているからである」(BI: pp.240-241)。かくして、コミュニティへの感覚を取り戻すことをつうじて、人々は罪を克服する。原罪は贖われるのである。

以上みてきた『考察』の内容はいかなる示唆をあたえるものだろうか。ただしその前に、そもそもこのテキストが重要なものであるかについて付言しておく必要があるだろう。まず、『考察』は『正義論』に約三〇年も先行するものであり、後のロールズは一度もこの著作に言及していない。またそれは、卒論としてはきわめて高い評価を受けたものの、第二次世界大戦中、新正統派主義の影響下に短期間で書かれたものにすぎない。それゆえ、この著作はこうした文脈を加味したうえで

考察されるべきものであって、他の一次文献と同列に扱うことはできないと思われる。しかし、編者のトマス・ネーゲルとジョシュア・コーベンが序論で述べているように、『考察』には後のロールズ思想の萌芽がたしかに刻印されている⁷。そこに独自の示唆的な発想があらわしていること、また、そこで理想とされた社会像からの批判的発展こそが後の主著を形作っていくという意味では、ロールズ研究において、『考察』はいわばヘーゲルやマルクスの青年期の著作に類する位置を占めるものだと考えられる。本稿では『考察』というテキストをそのように位置づけておきたい。さらに、ロールズが世俗主義的リベラリズムの代表者だと一般的には目されていることも、『考察』という宗教的著作を検討する理由をあたえるはずである。

さて、本稿がテーマとするロールズの社会観との関係からすれば、次のことが重要である。ひとつは、ここで示されたコミュニティの観念がいかに変化しながら受け継がれていくのかということであり、もうひとつは、それとも関連するが、以上の議論の前提であった原罪とその救済というモチーフを否定することから、以後のロールズの議論が出発していることにほかならない。これからみていくように、『考察』に内在していきらかの宗教的信念こそが、世俗主義的だとときにいわれるロールズのリベラリズムの中核を積極的にも消極的にも形成していくのである。

原罪の否定について補足しておきたい。『考察』を提出して間もない一九四三年一月、ロールズは卒業と同時に陸軍に志願し戦争に従事する。しかし、かれの戦争体験は最前線での日本軍との戦闘を含む苛烈なものであり、原爆投下からまだ日の浅い広島を訪れることも経験している。さらに、こうしたことにもまして、かれをもっとも沈鬱にさせたのはホロコーストの発生であった。みずからの宗教的来歴を綴った「宗教論」（一九九七年）にて、ロールズはこの時期のことを回想している。「それゆえ、まもなくわたしは、神の意志の至高性という観念を忌まわしく邪悪なものでもあるとして拒絶するようになった」⁸（R: p.263）。戦後のロールズの歩みは、こうした宗教的心境からの転向として位置づけられる。

三 『考察』からの連続と変化 ——功績の観念の拒絶と人間の善性

学究生活へと復帰したのち、ロールズは倫理学方法論についての博士論文を仕上げ、論文「公正としての正義」（一九五七年）以降は社会にかんする規範理論の研究に専念する。そうした成果が結実したのが『正義論』にほかならない。この時期以降、ロールズ理論にもっとも影響をあたえる思想家のひとりはカントである。『考察』では社会契約論は厳しく批判されていたが、『正義論』の冒頭で強調されているように、功利主義的伝統に対抗できる可能性を秘めたものであるとして、ルソーやカントに代表される契約論にはきわめて高い評価があたえられることになる。人格の個別性を重視するという論点が契約論に親和的なものとして再構成されたのである。

コミュニティをめぐる議論で強調された功績という観念の拒絶は、ロールズの理論に一貫して影響をとどめることになる。たとえば、「憲法上の自由と自由の概念」（一九六三年）においては、不遇な人々の状態を改善するという条件でのみ才能のような偶然的な幸運から利益をえることは認められるとする、格差原理に体現されていく了解が、「コミュニティの感覚（sense of community）」を育むものとして位置づけられている（CP 1963: pp.82-84）。これは所与の状態がもつ偶然性に着目したものであって、功績の観念を自明なものとして受け取ることへの批判だといえるだろう。もちろん、この論文でいわれるコミュニティは『考察』のそれとは同じものではない。ただし注目すべきことに、それにくわえてロールズは次のような主張を行っている。「正義の概念は人格の複数性（plurality of persons）を根本的なものだとするが、社会的効用の概念はそうはしない。その点で両者は区別される」（CP 1963: p.95）。この主張は、「功利主義は人格の個別性を認めない」というよく知られた批判につながっていくのだが、『考察』の自然主義批判を彷彿させるものである。これらの主張はロールズ理論の中心をなすものとなっていくが、いうならばそれは、かつての宗教的信念を世俗的言明に翻案したものとさ

え考えられるかもしれない。

こうした来歴を考慮に入れるならば、わたしたちは『正義論』をはじめとして述べられる功績の観念の否定についての理解をより深めることができる。「政治的、経済的アドバンテージを求める場合に、天賦の才の偶然や社会環境の偶然を取り材料として認めない正義の構想を探求しようとなれば、わたしたちは正義の二原理へと導かれるであろう。その原理は、道徳的視点からは恣意的な、社会の様々な側面を除外することの帰結なのだ」(TJ: p.15/14 rev.)「常識からすれば、所得や富、生活一般において役立つものは、道徳的功罪(moral desert)にしたがって分配されるべきだと想定する傾向がある。……だが公正としての正義はこの構想を拒絶する」(TJ: p.310/273 rev.)。功績や功罪を強く拒絶する考え方は論争を招くことになったが、ロールズはこれをわたしたちの道徳判断の不動点とよび、反省的均衡のプロセスにおいても最重要な地位を占める公理のようなものとして取り扱っている。

付言しておけば、もちろんロールズは功績や功罪という観念をすべて拒絶しているわけではない。重要なことは、社会の基本構造を統べる構成的ルールを定める場合、そうしたものを第一義的なものとしては使用できないということである。社会の基本構造が構成されてはじめて、すなわち適切な後ろ盾となる制度編成が確保されてはじめて、個人の取り分についての主張は認められるのである。すなわち、基本構造を規制する原理と個人や結社の個別的取引に直接適用される原理の分業が求められるのである(TJ: p.88/76 rev.)。もちろんその場合には、前者の原理が優先する。

ここには、公正な協働システムとしての社会から出発するというロールズの基本的な考え方が多くあらわれている。生産によって得られた成果は特定個人に排他的に属するものとはされない。なぜならば、一見そのように思われる場合でも、個人のこうした功績というものは様々な有形無形の援助を前提としているからである。こうした発想からすれば、いわゆるロック＝ノージック的な自己所有権テーゼに基づく議論は全面的には是認されえないものとなる。分配を考える際、ベースラインはあくまでも協働の生産というプロセスにかかる。またこれは、格差原理に体現される互恵

性(reciprocity)の原理とも関連している。つまり、より恵まれた境遇にある人々が利益をあげるのが認められるのは、それが不遇な人々の利益にも繋がる場合のみだとされる。逆にいえば、こうした条件が満たされていない場合、そこでは相互性が破棄されており、道徳的功績が不当に用いられていることになる。そのため、何が適切な取り分であるのかということを述べる際に、ロールズは正統な期待(legitimate expectations)という観念を用いるのだが、それは、社会的協働から出発し自己所有権テーゼ的な功績概念を退けるものとなっている(TJ: p.311/273 rev.)。

しかしながら、その一方で、人間はその本性からして堕落するものであり、神の恩寵によってのみそれを贖われるという原罪のテーゼはいまや退けられる。秩序やルールは外的権威ではなく人間に内属する理性や感情によって導かれるとする見解は一七・一八世紀におけるモラル・サイエンスの中心的な問い合わせであり、ロールズはそれをヒュームとカントに見いだしているが、この見解はかれの思想の前提をなすことになる(LHMP: p.11, 三七頁)。人間本性に道徳の基盤が内属するという主張は、善にたいする正の優先性という義務論的テーゼを前提としつつも、正義に適った道徳的生活と一般的な善とが合致する(congruent)という『正義論』第三部の中核をなす議論にも反映される。そこで理想的な社会像として提示される社会連合(social union)においては、人間の社会性(sociability of human beings)が重要な役割を果たしている(TJ: p.522/458 rev.)。

そうした理由もあって、ロールズは社会制度がもつべき規範的性質を第一義的な問い合わせとして提起する。人間を望ましくない状態に追い込むのは社会的不平等であって、自然本性的なものではない。「それゆえ、基本構造が正義にかなっていることが何よりも重要になる。……なぜなら、不平等と結びついた社会的、生来的、歴史的な偶然性こそ、そのままに放置されたならば、秩序だった社会に相応しい自由や平等と鋭く対立する諸傾向を生み出していくものであるからである」(CP 1975: p.258)。社会の基本構造を首尾よく統制するルールによって構成された協働の体系こそ、秩序だった社会にほかならない。現代リベラリズムを導くことになる社会制度論への視点がかくして

導入されたのである。

こうした発想の導きの糸のひとつとなっているのはルソーやカントであり、とりわけ後者との関係についてはすでに莫大な先行研究が存在している。周知のように、ロールズのカント的人格觀は無知のヴェールとの係わり合いで盛んに論じられているが、本稿ではそれにとどまらず、これまで比較的知られることが少なかった、道徳的構想として捉えられたカント的社会觀からの影響にも注目してみたい。

具体的にいえば、ロールズによる目的の國受容を論じることが以下の目的であるが、それは『道徳哲学史講義』に詳しく展開されている¹⁰。『正義論』を発表した後、講義においてロールズはカントにより集中的に取り組むようになったといわれており、その集大成となるのが論文「道徳理論におけるカント的構成主義」（一九八〇年）である¹¹。講義の目的のひとつは、カント的構成主義（Kantian constructivism）とよばれるこの構想を、功利主義をはじめとする他の道徳的構想と比較し、その特質ならびに利点を際立たせることにあった。カント的な目的の國の構想は、構成主義の議論をめぐる一環として導入されることになる。以下でみていくように、この構想は自律的立法による社会像を強調するという点で、『考察』の宗教的コミュニティと極めて対称的な性格をもっている。構成主義という道徳的方法論はかれのカント解釈とも連関しているため、ここですこし説明しておきたい。

では、構成主義の基本的な特徴は何か。それは、妥当な道徳的判断を求めようとする際、前提とされる必須条件を組み込んだ手続き主義的なプロセスによって、そうした判断を定式化することにある。「要は、ある判断が正しい手続きを正しく遂行することから帰結し、しかも真なる前提だけに基づくのであれば、その判断は妥当であり論理的に正しいということである」（LHMP: pp.238-239,三四七—三四八頁）。道徳的言明が一定の妥当性をもつとすることで、構成主義は懷疑主義を批判する。また、手続き主義的な性格をもつため、構成主義は人々が働きかけるプロセスから独立して客觀性は成立しているとするような実在論をも同時に退ける。それゆえ、構成主義はロールズのいう理性的直觀主義（rational intuitionism）に対

立する。なぜなら、強い道徳的實在論である後者においては、探求すべき道徳的原理はすでに確定された所与ものだとされるからにほかならない。構成主義はわたしたちが何らかの目標にコミットし、それを協働で形成していくプロセスを重視するものであるのにたいして、理性的直觀主義はむしろあらかじめ存在する目標を発見するのだと考える。

それゆえ、こうした手続き的なプロセスにおいても、すべてが構成されるわけではない。「あらゆる構成には、そこから始められる、基礎といいかいわば何らかの材料がある。……すなわちそれは、道徳的かつ合理的なものとしての自由で平等な人格の構想である」「こうした人格はすべてが目的の國の立法に携わる員でありうるわけだが、この人格の構想はそうした人格からなる社会という構想とともに、カントの構成主義の基礎を構成する」（LHMP: p.240, 三四九頁）。カント的構成主義とは、規範的な性質をもったカント的な人格と社会の構想を基礎とする構成主義にほかならない。さらにこの構想は、理念的なものと現実的なものを架橋するように意図されたものもある。「さて、先述したように、カント的教説は正義の内容を人格についての特定の構想と結合させる。つまりこの構想は、人格を自由かつ平等、すなわち道徳的にも合理的にも振舞うことが可能であり、それゆえそのように想定された人々からなる社会的協働に参画できるものだとみなす。民主社会の公共的文化に焦点をあわせるにあたり、カント的構成主義は、この公共的文化において潜在的に是認されている人格の構想、あるいはもし是認されていないとしても、ひとたび適切に提示され説明されるならば市民たちにとって受容可能となるであるようなこうした人格の構想を呼び起こすことを願うのである」（CP 1980: p.308）。妥当な道徳的推論を考察する場合に要求される可能なる理念として、こうして目的の國の觀念が導入されるのである。

なお、ロールズも理性的直觀主義を全面的に批判しているわけではなく、強調しているのは構成主義の方がより自律的な性質をもった道徳的客觀性を提示可能であるという点である。「シジウィックの表現を用いていうなら、「宇宙の視点」（the point of view of the universe）によってあたえ

られるのではない客観性の観念に、わたしたちは到達したのだ」(CP 1980: p.356)。くりかえすならば、そうした客観性の基盤とされるのがカント的な社会と人格の構想、すなわち目的の国とその成員という構想なのである。「構成主義においては、客観的な視点がつねに適切に特定化された何らかの道徳的かつ合理的な人格の視点であるということに注意してほしい。カントの教説では、それは目的の国の成員であるような人格の視点である」(PL: p.115)¹²。

さらに、ある種の道徳的実在論=理性的直觀主義をとるネーベルの議論を意識しながらロールズは続ける。「同様に、公正としての正義では、それは適切に代表された自由かつ平等な市民の視点である。よって、ネーベルのいう「没入感的な視点」(the impersonal point of view) とは対照的に、道徳的構成主義ならびに政治的構成主義はこう主張する。客観的な視点はつねに何らかのところ (somewhere) からのものであらざるをえない」(PL: pp.115-116)。これにたいして、ネーベルはあくまでも、現実の視点を超越するという意味での客観的な視点こそが、道徳的規範を考察する場合にも第一義的な役割を果たすのだと主張している¹³。このように、考察の出発点において、ロールズとネーベルの試みには対称的な側面が看取される。(道徳的) 真理への接近を、ロールズは構成のプロセスとして考えているのにたいして、ネーベルは発見のプロセスとして捉えているのだともいえるだろう¹⁴。

こうして、構成主義はどこでもないところ (nowhere) から出発することはないのだが、何らかの理想的なものを含む思考実験を導くという点で、それは契約論のエッセンスを示すものだといえるだろう。構成主義が提示しようとする客観的な視点とは、このように、人々が可能である理想的側面を前提としながらそれを展開していくことをつうじて産出される。ただし、以上の立論から明らかなように、こうした理想的なものをもとめる抽象化のプロセスは何らかの場所から出発せざるからをえないからこそ要求されるのである。次節では、カント講義に即しながら、ロールズがいかなる社会像を導き出しているのかを確認していく。そこでは、目的の国に導かれた社会像が、かつての宗教的コミュニティにたいする自己批判

として展開されている様子が明らかにされるはずである。

四 目的の国と秩序だった社会

それではなぜ、カント的な社会観をロールズは積極的に受け入れるにいたったのだろうか。以上みてきた、功績という観念の否定 (『考察』からの連續性) と原罪の否定 (断絶性) という論点を両立させるために、ロールズはカント的な社会観を (独自の解釈を加えつつ) 受容したのではないか、というのがここでのわたしの仮説である。以下ではそれを、ロールズによる定言命法解釈に注目しつつ確かめてみたい。

カント倫理学には、自律と他律、定言命法と仮言命法の峻別等に代表される厳密な抽象的普遍性を求める性質があるが、みずからの理論がその精神においてカント的であることを自認しつつも、ロールズは必要であればカントからあえて逸脱することも厭っていない (TJ: p.251/221 rev.)。カントによれば、理性的存在者が定言命法に則って自律的に立法する場合、目的の国が生じる (『基礎づけ』A433)¹⁵。目的の国をめぐっては様々な議論があるが、ロールズは睿智的存在者ではなく経験的 existence としてのわたしたちが共同の立法に携わると想定するため、目的の国は理念的な側面をもちつつも完全に彼岸にあるわけではない社会として位置づけられる。

「主要な考えを示唆するならば、それは、秩序だった社会の観念を、正義の情況 (circumstances of justice) のもとにある人間社会として考えられた目的の国の観念を意味するものとして考えてみることである。……いまやそのような社会にふさわしい正義の概念は、自由で平等な道徳的人格として、すなわちそのような社会の成員として考えられた個人間の公正なる仮説的状態において同意されうるものである。同意が達成される環境の公正さが、同意される原理の公正さとなる」¹⁶ (CP 1975: p.264)

ロールズは目的の国という観念を秩序だった社

会を導く範例として考えている。ロールズの人格像はたしかにカント的なものであるが、それはこうした可能なる目的の国という社会像と一対をなすものとして捉えられている。そのため、人格像が社会像を規定する側面だけではなく、社会像がいかに人格像を規定する側面にも注意をはらう必要があるといえるだろう。さて、カント講義においては、定言命法をめぐる解釈が大きな役割を果たすのだが、以下ではそれを具体的にみていきたい。カントの定言命法には、自然法則の方式（A 421）、目的自体の方式（A429）、自律の方式（A432）とよばれる3つの定式化がある。これらは順に考察されたのちに目的の国についての議論に収斂してゆくが、それらはロールズ理論の基本的觀念とも深く関連するものだ。カント講義の目的のひとつは、こうした定言命法についての解釈をつうじて、可能なる目的の国という觀念をより明確化することにある。

まず、ロールズは自然法則の方式（「自分の行為の格率が自分の意志によって普遍的自然法則になるべきであるかのように、行為しなさい」）に独自の解釈を加え、定言命法（categorical imperative, kategorische Imperativ）手続き（以下、CI手続き）という方法を考察している。構成主義的な発想に立つCI手続きは、しばしば指摘される定言命法の形式性を補うものであって、叡知的ではなく経験的主体としてのわたしたちに適用されうるルールの内容を定めるものだとされる。「わたしたちの状況にたいして定言命法が適用されるべきならば、それは、自然の秩序のもとにおけるわたしたちの境遇に適合させられなければならない」（LHMP: p.167, 二五一頁）。こうして、CI手続きは、世界についての常識的な信念や知識を使用しながら、欲求や傾向性にときに影響されるわたしたちにとって妥当な道徳的判断を調査する。

妥当な道徳的格率を求めるにあたって、CI手続きは以下のステップを踏む（LHMP: pp.168-169, 二五二一二五三頁）。①Zでないかぎり、状況CのもとではYを実現するためにわたしはXを行なう（個別的格率）。②ZでないかぎりCのもとではYを実現するために誰もがXを行なう（①の一般化）。③CのもとではYを実現するために誰もがつねにXを行なう（②の擬制的な自

然法則化）。④こうした擬制的な自然法則が充分な時間を経て現実のものとなった社会を考えぬくこと（③の法則が妥当する社会の考察）。妥当性をもつ格率は、ステップ④での社会を存立可能にさせ、より望ましくさせるものとなる。それゆえ、たとえば約束を守らないという格率は棄却される。ロールズによる解釈の独自性がもっとも鮮明になるのは、カントとは異なって、ステップ④においては特別なニーズが考慮されるべきだという主張である。眞の人間的ニーズ（true human needs）は、たんに飲食物や休息にとどまるものではなく、思考力や感受性を涵養する教育や文化にもかかわるものだとされる（LHMP: p.174, 二六一頁）。また、これとならんで、基本的ニーズ（basic needs）として数えあげられているのは、社会における安全と秩序へのニーズと、幸福になるためにみずから合理性への能力を発達させるために必要とされる条件へのニーズである。「この二つのニーズは、いかなるものであれ無関心の格率を排除し、受け入れ可能な相互扶助の格率を確保するうえで充分なものであろうと思う」（LHMP: p.234, 三四一頁）。ロールズが定言命法を経験的主体に引きつけて解釈する理由のひとつは、こうしてより具体的にニーズを解釈するためであると考えられる。

くわえて、ステップ④にはさらに二つの制約が求められる。「第一の制約は、自分も含めた人々のより具体的な特徴、またその最終目的や欲求の特定の内容を無視せよ、ということである」「第二の制約は、自分の格率に沿って調整された社会世界を望めるかどうかと自問するさいに、わたしたちは自分がその世界においてどんな場所を占めるのか知らないものとして考えなければならないということである」（LHMP: pp.175-176, 二六二二六三頁）。こうした制約の典拠とされるのは、以下の『基礎づけ』での主張である。

「ところで私は、国ということで、さまざまに理性的存在者が共同の法則を通じて体系的に結合していることを理解している。さて、法則は諸目的をそれらの普遍的妥当性に応じて決定するのであるから、もし理性的存在者たちの人格上の相違を度外視するなら、同じく彼らの個人的目的の中身をすべて度外視するなら、すべての目的（目的

自体としての理性的存在者たちも、それぞれの理性的存在者が自分自身に設定するであろう独自の諸目的も）が体系的に結びついた一全体を、すなわち、前述の諸原理にしたがって可能な、ひとつの目的の国を考えることができよう」（A433）

こうした議論は、明らかに無知のヴェールについての発想を裏づけるものだといえる。ロールズのカント解釈の特徴はここに出揃っているといつても過言ではない。つまりそれは、一方で、『基礎づけ』に沿いつつ具体的な個々人がもつ特性や地位を考慮から外すことで一般性をもった道徳原理を追求するのだが、他方で、こうしたプロセスにおいて共約可能なニーズをむしろ重視するという点では『基礎づけ』から逸脱する。ここにはやはり、功績の観念を第一義的なものとしては拒絶すること、ならびに人間の欲求はそれ自体で否定されるべきものではなく、ネガティヴな偶然性から起因する社会的不平等こそを問題にしなければならないというロールズ理論の基本点を認めることができるとおもわれる。

さて、妥当性をもつ道徳法則を考察するにあたって、欲求や傾向性を必ずしも除外しないということはカントからの逸脱であるが、この論点は、目的自体の方式（「自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を、自分がいつでも同時に目的として必要とし、決してただ手段としてだけ必要としないように、行為しなさい」）をめぐる解釈でも強調される。先述したように、構成主義は、目的の国という構想のみならず、道徳的かつ合理的なものとしての自由で平等な人格の構想をも前提としていた。ロールズによれば、こうした人格の構想にみられる理念は、欲求や傾向性を免れた理性的存在者になると考えるのではなく、むしろ現に存在する他人との対称性をもとめることによって達成される。では、こうした対称性はどのようにして追求されるのだろうか。

ここで注目されるのが、目的自体の方式にでてくる「人間性（Menschheit）」という観念である。「さて、カントが人間性というとき意味するのは、わたしたちが自然界に属する道徳的かつ合理的な人格であると特徴づけてくれるわたしたちの能力のことである」（LHMP: p.188, 二八一頁）。ロールズはこうした能力を自律へとつながる道徳的能力

力と重なるものとして捉えているが、わたしたちは様々な人格のうちにあるこの意味での人間性を形成する能力を、たんに手段としてではなく目的として扱うべきだとされる。ロールズの言葉でいうならば、みずから善の構想を考慮する合理性、ならびにともに重圧を担おうとする道徳性という道徳的能力を高めていくことが求められるのだ。その意味で、ここには幾ばくかの卓越主義的な性質がみとめられるともいえるが、それはあくまで各々が独自の生活様式を自律的に営んでいくために必要だと想定されるものに限定される。目的の国の成員に求められるのは、こうした道徳的能力をもつことにほかならない。こうした能力の涵養に資するものであるため、誰もが有しているとされる内なる人間性を目的として扱うことは「自他が共有する人間理性にとって公共的に正当化可能であるような仕方でふるまうこと」につながるものであり、こうしたことが現実になるにつれて、「わたしたちは他人が公共的に賛同できるような仕方でかれらとかかわることに、純粋な実践的関心をいだく」ようになるとされる（LHMP: p.192, 二八七頁）。

ところで、『正義論』においては無知のヴェールや基本財をめぐる議論は当事者がもつ合理性と強く結びつけられているのだが、ここにみられるように、カントからの影響が強まってくるこの時期以降においては、こうした議論は自由で平等な人格としての市民という規範的な構想とより直截に関係づけられるようになる。自他の対称性を求めていくこの発想は契約論を特徴づけるものであるが、実際ロールズは、こうした考えが契約論の前提をなしていると考えている。なお、こうした議論を展開するために、他人に正当化できるような仕方で振舞おうとする欲求を、ロールズは（道徳的な）原理依存的欲求（principle-dependent desires）あるいは構想依存的欲求（concept-dependent desires）とよび、それらに必要とされる公正な原理を用いずとも記述される単純な対象依存的欲求（object-dependent desires）、すなわち対象にたいする傾向性のごとき欲求と区別している（PL: pp.82-85, LHMP: pp.45-48, 八五一八八頁）¹⁷。

さて、自然法則の方式と目的自体の方式は、自律の方式（「おののの理性的存在者の意志は普

遍的に法則を立法する意志である」に統合されることによって、目的の国を導く。三つの定式化が組み重なりつつ、普遍的な立法を行なう際に自分自身を可能なる目的の一員とみなすべし、という格率が明示化される。以上みてきた解釈からすれば、自然法則の定式は立法される道徳法則が一般的に承認されていることを、目的自体の定式は法則が人間性すなわち自分の卓越性＝完成可能性（perfection）と他人の幸福を増進させることを求める。そして、「自律の方式からすれば、目的の国においては誰もが正義の義務と徳の責務を尊重していると認めあうだけではなく、あたかも自分たちの道徳的共和国へとむけて立法しているのだと認めあっているのだと、カントは想定しているに違いない」（LHMP: p.209, 三〇九頁）。ロールズによれば、こうした対称性が満たされ、その意味でたがいを自由で平等な人格として承認した状態こそが、可能なる目的の国にほかならない。自律的な仕方で道徳的秩序を追求していくというこの側面に、構成主義的な考え方はもっともよく体现されている。ロールズが描く理想的な社会像が、こうして明らかなものとなるのである。

「三つの定式化が併記されることによって、目的の国という構想を精巧に仕上げるために必要とされる概念と原理を提供する。……こうした構想を理解することによって、目的の国の成員であるような人格でありたいという構想依存的欲求が可能になる。なぜならば、その場合わたしたちは、自律的なものとしてのわたしたち自身という構想のみならず、わたしたちが他者にたいしてもつ関係についての構想、さらには、すべての人々が純粹実践理性と道徳的感受性に根ざした平等な地位を有しているという構想をもつにいたるからだ。この状態は、全員による貴族制（aristocracy of all）という理念で表現される。この自己理解を、こうした構想依存的欲求のために求められる基盤としてさらに推し進めていくことこそ、道徳哲学の目標のひとつである」（LHMP: p.213, 三一五頁）。

では、目的の国の理念によって導かれた秩序だった社会、すなわち全員による貴族制の特徴はどのようなものだろうか。そこでは、自律の方式で強調されていたように、契約をむすぶ当事者が締結

される原理をたがいに納得しあったうえで受諾する公知性（publicity）が満たされている。「定言命法がわたしたちに、人が理性的存在者として目的の国への立法として制定することを望めるような原理と一致して行為するように要求すると考えるならば、そのかぎりにおいて、あきらかに公知性条件はカントの定言命法の教説のうちに含まれている」（TJ: p.133/115 rev.）。全員による貴族制という構想は、契約論的な発想をいわば純化したような社会像である。

そうした秩序だった社会において目指されているのは、人々がたがいに共有できる理由によって議論を重ねていくことにほかならない。「（充分に）実現された目的の国においては、自由な公共的理由（free public reasons）——人々がたがいに誠意をもって自由に提示する理由——は実在的な理由（real reasons）とみなされ、またそのようなものとして受け入れられるのである」（LHMP: p.302, 四三五頁）¹⁸。ロールズの試みは、メタ倫理学をはじめとする道徳理論における議論の蓄積とあわせて、共有可能な理由に基づいた道徳的・政治的空間を追求する試みの原資となっている¹⁹。また、それは他方で、ニーズや社会的偶然性への対処といった論点にも注目することによって、実質的な側面をも合わせもった示唆的な社会像を提示していると考えられる。つまり、こうした社会とは、人々がもつ顕在的・潜在的な理念や期待を共有可能な理由としてさらに明示化する、こうした言説が反復されるによって妥当するようになる政治的空間を目指すものである。もちろん、こうした政治的空間が成立するためには「社会的なもの」が必要とされることの重要性は、ここでは強く意識されている。

それでは、『考察』との比較をしてみるとどうだろうか。可能なる理想的人格像から出発し、自律的立法によって構成される社会像は、『考察』におけるコミュニティと決定的に異なっている。後者は、道徳的秩序を神によってあたえられる所与のものとしているが、これはあきらかに理性的直觀主義の一種にほかならない。しかし、功績の拒絶という論点は連続している。「わたしが思うに、カントの考えは次のようなものである。世界のなかで占める特別な地位という点から見て、道徳的秩序にしたがって素質（predispositions）

を配列する場合に限って、わたしたちは自分たちに適合する唯一の原理に基づいて行為することになる。カントのいう基礎的な道徳的構想は、各人を自由で平等な人格として含む貴族制といったものである。それは、生まれや社会的階級による貴族制ではないし、知性や美、並外れた達成による貴族制でもない。また、不注意にもそう考えてしまいかねないが、それは道徳的性格や道徳的価値(moral worth)による貴族制でもない」(LHMP: p.306, 四四〇頁)。こうした社会像において求められているのは、合理性と道理性という道徳的能力を保持すること、そしてそれを承認し尊重するということにほかならない。秩序だった社会におけるシティズンシップの地位は功績の観念に基づくものではない。

こうしてロールズは、外的権威によることなしに、個別的人格をもつ人々が功績の観念を拒絶しながら結びつくプロセスを提示したのである。かかる社会を統制するもの、あるいはそこにおいて対称的な関係にたつ人々による立法に適うと想定されるものこそ、ロールズによれば、公正としての正義という構想であった。それを実現するため導入されたのが、原初状態という発見方法的な仮想的代表装置にほかならない。『考察』での宗教的教説に基づいたコミュニティ像は、『正義論』やカント講義を経ることによって、カント的な道徳的構想に基づいた社会像へと変化を遂げる。現実主義的ユートピアという社会像の中核部分はこうして形成された。無知のヴェールを被せられた当事者を含む原初状態の議論も、いわゆるアトム的個人觀ではなく、むしろ、とりわけこの時期においては、こうした理想的な社会像によって規定されているのである。

五 小括

しかしながら、本稿では簡単にしか触れられないが、こうしてカントの強い影響のもとで形成された社会像は再び変化していき、これ以降、ロールズはカントから一定の距離を保つようになる。なぜならば、これまでの理論が包括的なものであつたことを自己批判し、一部の領域のみにコンセン

サスの対象を限定する政治的転回が生じたからにほかならない。いまやロールズはかつての包括的リベラリズムから区別された政治的リベラリズムを提示するのだが、両者のあいだには深刻な裂け目があるとされる。それは社会觀にも及ぶ。「わたしが念頭においている深刻な問題とは、『正義論』でいわれていたような、非現実主義的な(unrealistic) 秩序だった社会の觀念に関連している」(PL: p.xviii)。政治的リベラリズムにおいては、カント的な社会像は理に適ったものではあるが包括的教説とされるため、もしそれをすべての人々に推奨するならば、場合によっては抑圧を招くものとなってしまう。おそらくロールズは依然として目的の國に導かれた社会像をもっとも好ましいものとして考えているのだが、その他にも様々な、異なってはいるが理に適った社会の在りかたを認めるにいたる。そのため、これまでみてきたような理想的な社会像は、準統制的理念という地位から外され、様々な選択肢のうちのひとつとして位置づけ直される。

このような政治的リベラリズムへの転換に関連する詳しい議論は次回に譲ることにし、最後に、本稿の議論をまとめておく。ロールズの社会觀は、強い宗教的影響のもとに書かれた『考察』において提示されたコミュニティ觀にまで遡る。とりわけ興味深いのは、功績という觀念の拒絶がすでにこの時点で形成されたものであり、それゆえ宗教的背景と結びついていることであった。しかし、カントへ接近することによって、この主張は保持されつつ、原罪の教説とつながる宗教的背景は切斷される。目的の國の受容は、功績の觀念の拒絶と人間本性の善性を両立可能にさせるものであり、それは全員による貴族制という理想像として結実した。現実主義的ユートピアとよばれる社会像の中心部はこのようにして生成されたのである。それは、共有可能な理由によって自律的に立法される道徳原理が妥当することをめざす社会であり、また、それを可能にするような社会的平等に配慮するような社会にほかならなかった。以上の行論によって、ロールズの社会像が宗教的コミュニティにその基盤をもっており、主として目的の國というカント的社会像の受容をつうじて、現実主義的ユートピアという構想に展開されていったという本稿の中心的テーゼは明らかにされたはずである。

〔凡例〕

ロールズのテキストを参照するにあたり、本稿では以下の略号を用いた。『正義論』の参照にあたっては、original edition の頁数のあとにスラッシュを介して revised edition の頁数を併記した。また、論文集 *Collected Papers* の参照にあたっては、略号 CP のあとに当該の論文の初出年度を記した。なお、訳語の統一などのため、既存の訳に一部手を加えさせていただいたものもある。

TJ: *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971.

A Theory of Justice: Revised Edition, Harvard University Press, 1999.

PL: *Political Liberalism: with a New Introduction and The 'Reply to Habermas'*, Columbia University Press, 1996.

LP: *The Law of Peoples: with 'The Idea of Public Reason Revisited'*, Harvard University Press, 1999 (中山竜一訳『万民の法』、岩波書店、二〇〇六年)。

CP: *Collected Papers*, Harvard University Press, 1999.

—‘Constitutional Liberty and the Concept of Justice’ in *Nomos, vol. VI, Justice*, New York: Atherton Press, 1963.

—‘A Kantian Conception of Equality’, *Cambridge Review*, 96, 1975.

—‘Kantian Constructivism in Moral Theory’, *The Journal of Philosophy*, 77, 1980.

LHMP: *Lectures on the History of Moral Philosophy*, B. Herman (ed.), Harvard University Press, 2000 (坂部恵監訳『ロールズ哲学史講義（上・下）』、みすず書房、二〇〇五年)。

JFR: *Justice as Fairness: A Restatement*, E. Kelly (ed.), Harvard University Press, 2001 (田中成明・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義 再説』、岩波書店、二〇〇四年)。

LHPP: *Lectures on the History of Political Philosophy*, S. Freeman (ed.), Harvard University Press, 2007.

BI: *A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith*, Th Nagel (ed.), Harvard University Press, 2009.

R: ‘On My Religion’ in J. Rawls, *A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith*, Th Nagel (ed.), Harvard University Press, 2009.

〔注〕

1 もちろん、従来においてもコミュニケーションの社会観との比較はなされてきているが、そうした視点にたつ研究はすでに一定の成果をあげており、リベラル＝コミュニケーション論争という図式に単純にしたがいながらロールズの社会観を論じ直す意義は高いとはいえない。代表的な研究として S. Mulhall, A. Swift, *Liberals & Communitarians*: second edition, Blackwell, 1996 (谷澤正嗣・飯島昇藏ほか訳『リベラル・コミュニケーション論争』、勁草書房、二〇〇七年)。

2 例外的に、ロールズと宗教というテーマを扱ったものとしては、岩田靖夫、『倫理の復権——ロールズ・ソクラテス・レヴィナス』、岩波書店、一九九四年。ならびに、D. Dombrowski, *Rawls and Religion: The Case for Political Liberalism*, State University of New York Press, 2002。本稿はこうした研究から示唆を受けている。

3 ロールズの社会観は、もちろん様々な影響を受けたものであるが、『考察』とのコントラストを際立たせるために、本稿ではカントからの影響を中心に取り扱う。

4 J. Habermas, *Zwischen Naturalismus und Religion*, Suhrkamp Verlag, 2005, S.137. W. Connolly, *Pluralism*, Duke University Press, 1995 (杉田敦・鶴飼健史・乙部延剛・五野井郁夫訳『ブルーラリズム』、岩波書店、二〇〇八年) 第二章。

5 ロールズの宗教にかんする関心は、ウイトゲンシュタインの高弟であるノーマン・マルコムによる講義によって深められたと伝えられている Th. Pogge, *John Rawls*, C. H. Beck München, 1994, S. 18。実際、そこで取り扱われたとされるプラトン、アウグスティヌス、バトラー卿、ラインホルド・ニーバー、フィリップ・レオンのテキストは『考察』でも大いに参照されることになる。

6 宗教や神学にかんする議論は、『考察』に収録されている R. M. Adams, ‘The Theological Ethics of the Young Rawls and Its Background’ in J. Rawls, *A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith*, Th. Nagel (ed.), Harvard University Press, 2009 に負う。

7 かれらは『考察』と『正義論』との繋がりを以下のようにまとめている。①道徳を、最高善の追求というよりも間人格的な関係によって定義することの是認。②人格

の別個性がもつ重要性への支持。それゆえ、道徳的コミュニティあるいは信仰のコミュニティというものは様々な異なる人格からなる関係とされる。③社会を、たんなる契約あるいは合理的個人の取引として考えることの拒絶。④排除とヒエラルキーにもとづいた不平等への非難。⑤功績の観念の拒絶 (Bi: p.7)。

8 自分と宗教とのかかわりあいの来歴を綴った小文である「宗教論」は、『考察』に収録され、この度はじめて明らかにされた。本文にも記したように、書かれたのは一九九七年だとされる。

9 こうした主張が、ユートピア的社会理論に特徴的なものであることについては、K. Kumar, *Utopianism*, Open University Press, 1991 (菊池理夫・有賀誠訳『ユートピアニズム』、昭和堂、一九九三年) 第二章。

10 カント講義を論じたものとしては、渡辺幹雄、『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察』、春秋社、二〇〇一年、二七四—三〇一頁。構成主義については福間聰、『ロールズのカント的構成主義——理由の倫理学』、勁草書房、二〇〇七年に詳しい。

11 編者バーバラ・ハーマンの緒言による (LHMP: p.xi, 一四一—五頁)。本稿が注目するカント講義のもとになった授業は一九七七年から始まったとされる。『道徳哲学史講義』自体は二〇〇〇年に出版されたものであるが、これからみていくカント講義の内容は一九八〇年前後のロールズの思想を体現するものだとおもわれる。

12 厳密にいえば『政治的リベラリズム』の段階においてはカント的構成主義には修正が施されることになるが、ここで述べられているような基本的な発想自体は変化していない。

13 Th. Nagel, *The View from Nowhere*, Oxford University Press, 1986, pp. 139-140 (中村昇・山田雅大訳『どこでもないところからの眺め』、春秋社、二〇〇九年、二二七—二九頁)。

14 任意の一個人の善が他のいかなる一個人の善とも等しいウェイトを有することを確証する、シジウィックの「宇宙の視点」という考えがネーゲルの議論の背景にあるとする指摘は A. Thomas, *Thomas Nagel*, McGill-Queen's University Press, 2009, pp.126-128。付言しておけば、ネーゲルはある種の実在論をとっているのであるが、かれの議論の要点は、こうした客観的=外的視点だけではなく、それと対立する主観的=内的視点との相

克という側面にむしろ目を向けるものである。なお、ネーゲルの議論には、シジウィック的な不偏性とは別の道徳的基盤への注目があるという指摘は T. M. Scanlon, *What We Owe to Each Other*, Harvard University Press, 1998, p.87。

15『基礎づけ』への参照にはアカデミー版のページ数を用いる。I. Kant, *Grudlegung zur Metaphysik der Sitten* (平田俊博訳『人倫の形而上学の基礎づけ』(カント全集7所収)、岩波書店、二〇〇〇年)。

16 財の稀少性や能力の限定性などによって正義が必要となるような状況をさす「正義の情況」はヒュームに由来するものであることを考えるならば、ここでロールズは、カントとヒュームの接合を試みているともいえるだろう。サンデルの表現を用いていえば、それは「ヒュームの顔をした義務論」である M. Sandel, *Liberism and the Limits of Justice*, Cambridge University Press, 1982 (菊池理夫訳『リベラリズムと正義の限界』、勁草書房、二〇〇九年)。ただし本稿では、ロールズの立論が厳密なカント解釈として成立するかどうか、あるいはカント的主体に付随する困難が解消されるのかどうかといった問題とは別の論点に焦点を合わせるになる。

17 なお、原理には公正な原理のほかに「目的のために最も効果的な手段をとるべし」といった合理的な原理もあるため、それに対応して、原理依存的欲求のなかには合理的なものもある。このテーマを詳しく論じるためには、道徳理論の領域において展開されている動機づけ問題にかんするカント主義とヒューム主義との対立について触れる必要があるが、本稿では詳しく立ち入ることができない。

18 この発想は、政治的リベラリズムで重要な役割を果たす公共的理性 (public reason) の観念の背景にあるものだとおもわれる。

19 その代表者として、クリスチャン・コースガードの名があげられる。おなじく構成主義を支持するコースガードは、ロールズの議論にみられるこの側面を強調する。「ロールズのいう原初状態というはじまりの場面は、一集團をなす人々がともに決断をくださなければならない場面である。かれらの任務は自分たちが共有できる理由を見発すことにはかならない」 C. Korsgaard, *Creating the Kingdom of Ends*, Cambridge University Press, 1996, p.275.

田中 将人（たなか まさと、1982年生）

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 政治思想学会、社会思想史学会

研究分野 政治理論

主要著作 「リベラリズムと公共性——J・ロールズの公共的理性」

齋藤純一編『公共性をめぐる政治思想』（おうふう、近刊）